

邑楽町告示第181号

令和7年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月27日

邑楽町長 橋本光規

1. 期日 令和7年9月2日

2. 場所 邑楽町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	山本	裕子	議員	2番	三ツ村	由紀	議員
3番	武井	清二	議員	4番	新村	貴紀	議員
5番	神山	均	議員	6番	蟹和	孝一	議員
7番	佐藤	富代	議員	8番	小久保	隆光	議員
9番	黒田	重利	議員	10番	瀬山	登	議員
11番	松島	茂喜	議員	12番	塩井	早苗	議員
13番	原	義裕	議員	14番	松村	潤	議員

○不応招議員（なし）

## 令和7年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時開会  
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 質問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 5 質問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 6 質問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 7 同意第 2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
- 第 8 同意第 3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
- 第 9 同意第 4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
- 第 10 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
- 第 11 同意第 6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
- 第 12 同意第 7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
- 第 13 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第 14 議案第 29号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第 15 議案第 30号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 第 16 議案第 31号 邑楽町議會議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 32号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 33号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 34号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 35号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 36号 邑楽町災害遭児手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 37号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 38号 町道の路線認定及び廃止について
- 第 24 議案第 39号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）
- 第 25 議案第 40号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 26 議案第 41号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 27 議案第 42号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 第28 議案第43号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第29 認定第 1号 令和6年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第 2号 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第 3号 令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第 4号 令和6年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 認定第 5号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○出席議員（14名）

1番	山本	裕子	議員	2番	三ツ村	由紀	議員
3番	武井	清二	議員	4番	新村	貴紀	議員
5番	神山	均	議員	6番	蟹和	孝一	議員
7番	佐藤	富代	議員	8番	小久保	隆光	議員
9番	黒田	重利	議員	10番	瀬山	登	議員
11番	松島	茂喜	議員	12番	塩井	早苗	議員
13番	原	義裕	議員	14番	松村	潤	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋	本	光	規	町	長
関	口	春	彦	副	町長
小	林	淳	一	教	育長
石	原	光	浩	総務	課長
横	山	淳	一	財政	課長
小	沼	勇	人	企画	課長
矢	島	規	行	税務	課長
山	口	哲	也	住民保険	課長
金	子	佐知	枝	福祉介護	課長
田	中	敏	明	健康づくり	課長
松	崎	澄	子	子ども支援	課長
金	井	孝	浩	農業振興	課長
				兼農業委員会	
				事務局	長
小	島		拓	商工振興	課長
石	原		薰	建設環境	課長
新	島	輝	之	都市計画	課長
野	中	和	也	会計管理	者長
川	島	隆	史	学校教育	課長
藤	田	和	良	生涯学習	課長
高	澤		透	監査委員	

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中 繁 正 浩 事 務 局 長  
秋 元 智 美 書 記

---

◎開会及び開議の宣告

○松島茂喜議長 ただいまから令和7年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

---

◎諸般の報告

○松島茂喜議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○松島茂喜議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において原義裕議員、松村潤議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○松島茂喜議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの11日間と決定しました。

---

◎日程第3 報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○松島茂喜議長 日程第3、報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

てを議題とします。

町長から報告を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月8日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○松島茂喜議長 報告の件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 以上で報告第1号については終わります。

---

◎日程第4 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第4、諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和7年12月末をもって任期満了となりますので、次期委員として、引き続き邑楽町大字中野在住の福島慶子氏を推薦いたしましたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第5 濟問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第5、濟問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 濟問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和7年12月末をもって任期満了となりますので、次期委員として、新たに邑楽町大字篠塚在住の森戸栄一氏を推薦いたしましたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより濟問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、濟問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第6 濟問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○松島茂喜議長　日程第6、諮問第3号　人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　諮問第3号　人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和7年12月末日をもって任期満了となりますので、次期委員として、新たに邑楽町大字狸塚在住の横山みどり氏を推薦いたしましたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号　人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長　起立全員。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7　同意第2号　行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求ることについて

○松島茂喜議長　日程第7、同意第2号　行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求ることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会委員である太田市在住の高木祥充氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第8 同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第8、同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会委員である邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第9 同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第9、同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会委員である邑楽町大字藤川在住の吉田訓子氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第10 同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第10、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員である太田市在住の高木祥充氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて

てを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第11 同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるることについて

○松島茂喜議長 日程第11、同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員である邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第12 同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第12、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員である邑楽町大字藤川在住の吉田訓子氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として、引き続き同氏を選任いたしましたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第13 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

○松島茂喜議長 日程第13、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員である中村紀雄氏の任期が令和7年9月21日をもって満了となりますので、次期委員として、邑楽町大字赤堀在住の多田哲夫氏を選任いたしました、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第14 議案第29号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について

○松島茂喜議長 日程第14、議案第29号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第29号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年7月1日から新たに太田市外三町清掃斎場組合として供用開始されることに伴い、斎場の設置及び管理運営に関する事務を太田市外三町清掃斎場組合において共同処理するため、当組合の規約について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第30号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について

○松島茂喜議長 日程第15、議案第30号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第30号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年7月1日から新たに太田市外三町清掃斎場組合として供用開始されることに伴い、当組合の名称、共同処理する事務、事務所の位置及び経費支弁の方法について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、当組合の規約の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第31号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第16、議案第31号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第31号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令等が令和7年6月4日に公布されたことに伴い、邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費用に係る公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 邑楽町議會議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第32号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第17、議案第32号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第32号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、仕事と生活の両立支援を拡充するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、本年10月1日から仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、本条例の一部を改正いたしました、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第33号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第18、議案第33号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第33号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、仕事と生活の両立を一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等が一部改正されたことに伴い、本年10月1日から職員の部分休業制度を拡充するため、本条例の一部を改正いたしました、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第34号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第19、議案第34号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第34号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が令和7年6月4日に公布されたことに伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を見直すため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第35号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第20、議案第35号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第35号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和7年1月31日に公布されたことに伴い、特定地域型保育事業者等の保育所、幼稚園、又は認定こども園との連携協力項目の要件を緩和するほか、連携施設を確保しないことができる経過措置をさらに5年間延長するなど、本条例の一部を改正する必要が生じましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第36号 邑楽町災害遭児手当支給条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第21、議案第36号 邑楽町災害遭児手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第36号 邑楽町災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、本手当の受給資格に係る国籍要件を撤廃することで、町内に居住する外国籍の方が安心して暮らせる環境を整えるとともに、さらなる共生社会を実現するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第37号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○松島茂喜議長 日程第22、議案第37号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第37号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和6年能登半島地震を受け、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせることを可能とするため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第23 議案第38号 町道の路線認定及び廃止について

○松島茂喜議長 日程第23、議案第38号 町道の路線認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第38号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の利用状況の変更及び民間開発等に伴う路線の認定及び廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、建設環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 ただいま町長より提案されました議案第38号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり7路線を認定し、1路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項の規定に基づきご提案いたします。

また、それぞれの調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長304.1メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 町道の路線認定及び廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第24 議案第39号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）

○松島茂喜議長 日程第24、議案第39号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第39号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億508万6,000円を追加し、予算の総額を125億7,897万9,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金283万円、地方交付税2億9,553万円、寄附金570万3,000円、繰入金106万4,000円、繰越金2億9,085万3,000円及び諸収入1億3,399万1,000円の増額と国庫支出金1,082万3,000円、県支出金425万8,000円及び町債1,020万円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費5億691万3,000円、民生費2,764万8,000円、衛生費389万4,000円、農林水産業費443万3,000円、商工費1億6,520万4,000円、教育費3,572万8,000円の増額と土木費3,188万円及び公債費723万2,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 令和7年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第25 議案第40号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

○松島茂喜議長 日程第25、議案第40号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第40号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,281万1,000円を追加し、予算の総額を27億3,914万円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、繰越金及び諸収入の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、保健事業費、基金積立金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 議案第41号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第1号)

○松島茂喜議長 日程第26、議案第41号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第41号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万5,000円を追加し、予算の総額を4億8,281万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び国庫支出金の増額であり、歳出については、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第27 議案第42号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○松島茂喜議長 日程第27、議案第42号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第42号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,430万7,000円を追加し、予算の総額を23億1,897万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、積立金、地域支援事業費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 令和7年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第43号 令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算

(第1号)

○松島茂喜議長　日程第28、議案第43号　令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長　議案第43号　令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額において、収入では1,820万7,000円を減額し、収入総額を3億7,156万7,000円とし、支出では1,910万4,000円を減額し、支出総額を3億2,903万9,000円とするものであります。

また、既定の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額においては、収入では4,334万2,000円を増額し、収入総額を2億74万円とし、支出では4,911万1,000円を増額し、支出総額を2億6,388万6,000円とするものであります。

収益的収入及び支出での収入については営業外収益を減額するもので、支出については営業費用を減額し、営業外費用を増額するものであります。

資本的収入及び支出での収入については、企業債及び補助金を増額し、他会計補助金を減額するもので、支出については建設改良費を増額し、企業債償還金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号　令和7年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長　起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 00 分 休憩〕

---

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 11 時 14 分 再開〕

---

◎日程第 29 認定第 1 号 令和 6 年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

て

↓

日程第 33 認定第 5 号 令和 6 年度邑楽町公共下水道事業会計剰余金の処分  
及び決算認定について

○松島茂喜議長 日程第 29、認定第 1 号 令和 6 年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから  
日程第 33、認定第 5 号 令和 6 年度邑楽町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について  
までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 認定第 1 号 令和 6 年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号  
令和 6 年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 令和 6 年度邑楽  
町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 令和 6 年度邑楽町介護保険特  
別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 令和 6 年度邑楽町公共下水道事業会計剰余金の処  
分及び決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和 6 年度各会計決算につきましては、地方自治法及び地方公営事業法の規定により、去る 8 月  
6 日、7 日の 2 日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書  
をいただいておりますので、議会の認定をいただきたいご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○松島茂喜議長 次に、監査委員から報告願います。

高澤監査委員。

〔高澤 透監査委員登壇〕

○高澤 透監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る 8 月 6 日と 7 日の 2 日間にわたりまして、関係課長の出席を  
求め審査を行ったところでございます。その結果につきましては、資料のとおりでありますので、  
この意見書の朗読をもって報告に代えさせていただきたいと思います。

令和 6 年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和6年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

## 記

### 1. 審査期日 令和7年8月6日・7日

### 2. 審査対象

- (1) 令和6年度邑楽町一般会計
- (2) 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
- (4) 令和6年度邑楽町介護保険特別会計

### 3. 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、町長から提出された令和6年度各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類(歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書)が、関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点としました。

審査では、関係職員から行政実績報告書などにより事業概要や主要な事業の実施状況について説明を聴取するとともに、既に実施した例月出納検査及び定例監査の結果を参考にして実施しました。

### 4. 審査意見

#### (1) 一般会計

歳入総額	11,885,738,066円
歳出総額	11,443,186,917円
歳入歳出差引額	442,551,149円

令和6年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、3億1,477万4,000円の増額となりました。町税、諸収入、寄附金等が減少した一方、繰入金、国庫支出金、町債等が増加したことによります。増加の主な内容は、繰入金が3億6,909万1,000円、国庫支出金が3億4,114万6,000円、町債が1億7,339万1,000円増加したこと等です。

町税収入は38億4,311万2,000円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度より5.9%減少の32.4%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より560万2,000円増加し1,894万2,000円の処理が行われ、収入未済額は前年度より1,437万7,000円少ない1億7,162万円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると令和4年度99.1%、令和5年度99.1%、令和6年度99.0%と推移しています。令和5年度の収入率に対し0.1%の減少となったものの高い収納率を

維持しています。納期内納税の推進と納税相談などの取り組みの成果であり、今後も滞納繰越分も含めた収納率の向上に努めていただきたい。

歳出においては、予算額118億2,890万3,000円に対し、決算額は114億4,318万7,000円で、執行率は96.7%となっております。前年度の執行率は95.3%であり、1.4%の増加となっています。令和7年度への繰越額は1億360万4,000円、不用額2億8,211万2,000円であり、繰越額を除く執行率は97.6%となっています。物価高騰による経費の増加等で見通しのきかないこともあります。予算要求の難しさがあるとは思いますが、今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して4億2,047万6,000円の増額となっています。増額の主な要因は、土木費は町営住宅建設事業の工事請負費の増額等により6億9,106万2,000円の増加、衛生費は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が定期予防接種になったことによる予防接種委託料の増額等により8,842万7,000円の増加、民生費は障害福祉の介護給付・訓練等給付事業扶助費の増額等により4,717万7,000円の増加によるものです。

令和6年度の一般会計の概要については、以上のとおりであり、実質単年度収支は赤字となりました。前年度好調だった法人の業績が急落したことにより町税が減少したことが大きく影響しました。また、依然として続く物価高騰の町財政に対する影響及び町民の家計への影響は今後さらに大きくなしていくものと考えられます。これまで以上に事業運営の効率化等による経費の縮減が求められており、また、町行政に対する町民の期待は大きなものになっています。

町民のニーズを適確に把握し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、業務の電子化や関係機関との連携の推進などによる、住民サービスの向上、各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

## （2）国民健康保険特別会計

歳入総額	2,967,997,890円
歳出総額	2,803,070,464円
歳入歳出差引額	164,927,426円

令和6年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、5,238人で前年度より324人（5.8%）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は5億3,640万円で前年度より2,723万4,000円（4.8%）減少となりました。なお、国民健康保険税の収納率は、75.3%で前年度より0.8%増加となりましたが、収入未済額は1億5,907万1,000円余りと、いまだ多額にのぼっています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

一般会計繰入金は1億8,255万4,000円で前年度より1,378万6,000円（7.0%）減少、繰越金は2億495万9,000円で前年度より1,130万1,000円（5.2%）減少となっております。

歳出のうち、保険給付費は18億9,782万9,000円で前年度より971万9,000円（0.5%）減少し、総

額の67.7%を占めています。国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、都道府県広域化となり、すべての保険者に、今まで以上に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施することが求められています。

また、令和6年度より第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画に基づく事業が開始されました。計画に基づき効果的かつ効率的な保健事業を実施して、被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

### （3）後期高齢者医療特別会計

歳入総額	466, 411, 954円
歳出総額	465, 153, 207円
歳入歳出差引額	1, 258, 747円

令和6年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は3億6,639万1,000円で前年度より5,393万6,000円（17.3%）増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は99.1%となっています。繰入金は9,752万4,000円で前年度より785万6,000円（8.8%）増加しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億6,172万6,000円で前年度より6,196万1,000円（15.5%）増加、歳出全体の99.3%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていますが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

### （4）介護保険特別会計

歳入総額	2, 265, 838, 824円
歳出総額	2, 145, 124, 652円
歳入歳出差引額	120, 714, 172円

令和6年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち介護保険料は5億7,140万9,000円で前年度より1,469万9,000円（2.6%）増加、歳入全体の25.2%を占めています。国庫支出金が3億6,359万円で前年度より2,953万9,000円（7.5%）減少、支払基金交付金が5億3,301万4,000円で前年度より2,245万3,000円（4.4%）増加、一般会計繰入金が3億5,132万5,000円で前年度より1,037万円（3.0%）の増加でした。

歳出においては、保険給付費が18億9,190万9,000円で前年度より7,861万9,000円（4.3%）の増加、歳出全体の88.2%を占めています。令和6年度より第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく事業が開始されました。計画に基づき取り組むべき施策、新たな課題の調査等を進めながら、今後の超高齢化社会に対応した施策を実施していく必要があります。在宅医療・介護予防・生活支援サービスの基盤整備等、高齢者が地域で安心して暮らすことができる、より踏み込んだ

施策の推進を望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和7年8月12日

邑楽町長 橋本光規様

邑楽町監査委員 高澤透  
邑楽町監査委員 矢島正広

続きまして、公共下水道事業会計の監査報告を申し上げます。

#### 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度邑楽町公共下水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は、下記のとおりであります。

#### 記

1. 審査期日 令和7年8月7日
2. 審査対象 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計
3. 審査意見

下水道事業収益	376,493,907円
下水道事業費用	325,043,821円
税引前当期利益	51,450,086円

令和6年度の公共下水道事業特別会計決算（消費税込み）は、上のとおりであります。損益計算書では、純利益が4,458万7,000円（消費税抜き）となりました。建設改良費は、老朽化した管渠の更新を重点的に1億9,181万6,000円実施し、町民の生活環境の改善に寄与されました。

今後の下水道事業は、人口減少による使用料収入の減少、老朽化した施設の更新費用や重要施設の耐震化費用の増加等で経営が厳しくなることが予想されます。

このため、下水道事業会計は、令和6年4月から地方公営企業法の財務規程等を適用し、経理内容や下水道資産の把握により、合理的かつ効率的な事業運営や経営状況の把握に努めています。一方で公営企業会計は、官公庁会計とは異なり、発生主義であることや減価償却費の積算等で事務の煩雑さや難解さも思料されます。公営企業会計を活用して効率的な下水道事業の運営を習熟し、適確な現状把握と中長期的な「経営戦略」に基づき、計画的、効率的、合理的な経営に向けてより一層の努力を望みます。

なお、下水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類等を審査し、関係諸帳簿証書類等を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

令和7年8月12日

邑楽町長 橋本光規様

邑楽町監査委員 高澤透  
邑楽町監査委員 矢島正広

以上でございます。

○松島茂喜議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和6年度各会計の決算認定につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

---

#### ◎散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日3日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時38分 散会〕